藤永田で昨夕 職工五百を解雇

會社は聲明を裏切つたと職工憤慨して騒ぐ ＝今日善後策協議

6/23

廿一日一先づ圓滿なる解決を見た藤永田造船所では二十二日午後六時五百名の職工に對して解雇の通知を發したが右は會社側が廿一日職工側と會見の際既に職工を解雇せざる旨の聲明を裏切つたものであるといふので右通知に接した職工全部は二十三日午前九時から天王寺公園に運動會を催して善後策を協議の筈であるが解雇通知に接した職工は會社の不誠意な態度を憤慨して居た（大阪電話）

藤永田では 六百八十名を解雇

別に苦情も言はずに 最後の運動會を催してお別れ

6/24

藤永田造船所は、妥協成立と共に、工場整理の名として人員淘汰を行ふことゝなつたが、職工一同も長期の罷業に疲れ果てたことゝて、別に苦情を申し出でず、會社は二十三日朝 [illegible]

辯護士 を介して、六百八十名を解雇する旨を通告した、之は二千九百名の中、本社、川口工場の職工二十七名を除いたものであるとして、既に九百名は退職者の [illegible] 要求者と右退職者の [illegible]

ことゝなつた **解雇者** に對しては、廿三日より退職手當を支拂ひ、一兩日中に會社は職工の作業を開始し得る運びとなつたが、是等の職工は一團となつて早朝より、天王寺公園に最後の **運動會** を開催し、大阪行進曲から [illegible] ランニング [illegible] 等に遊び戯れて、午後三時 [illegible] 解散の挨拶だが、現社運動部から [illegible] 記念メダル數個を贈つた（大阪電話）

住友でも 職工大淘汰

二工場中から 頻りに物色

住友製鋼所では、嘗て罷業當時の如く廿三日、退職手當を發表した、會社では伸銅工場中それと同時に、罷業以後、伸銅二工場中頻りに物色して淘汰すべく一部の職工を物色してゐるが、目下交渉委員を第一、二、三期の職工を解雇するらしく、職工は此の噂を耳にして益々結束を堅くしてゐる（大阪電話）

伸銅職工より 要求提出

容れられずば 伸銅、製鋼と一致行動に出る形勢

伸銅所の職工の要求は、物質的でない、一方職工の伸銅手當等の要求が提出されると、罷業職工へて、二十三日午後四時頃を期して、人格的である手當 [illegible] 製鋼所 [illegible] 要求の實行 [illegible] に應じ [illegible] に對し [illegible] 職工も [illegible] を [illegible] 開始

交渉は罷業となり、製鋼所の雙方の組織の要求は勞働者の力無くしては何事も爲す能はず、然るに會社は自分の好都合な時にのみ諸般の發表をして一般勞働者の保險衞生の設備施設、利益分配、進んでは經營に參與する發言權をも許さず、若し此の要求が容れられざるに於ては、獨り住友のみの問題にあらず日本全國の勞働者に係る問題である、吾等も行動を共にせざるを得ずとの意味の聲示的要求を提出した、それが容れられぬ時は伸銅職工も罷業を斷行する態度に出づべく、伸銅工組合の聯合は着々進行を續けてはゐるが、伸銅組合の態度を鑒へつゝある（大阪電話）

帝國論壇

資本家團結の企圖

6/23

大阪の藤永田造船所、及び住友の三工場の罷業は、愈々一ヶ月に涉つて見ることゝなつたが、終にはその勞働者側の要求の形式的なものだけを容れて見る事になつた。而して職工の要求が會社に依つて承認せられたる上は、一般に解決したと言つても好いものであるが、會社の要求を通す事の出來ぬ事情があつたのは、勞働運動に於ては實に重大なる問題である。[illegible]

勞働者は勝利を得たと言ふか、否、勞働者はかくして、力の上の問題から離れつゝある。[illegible]

個人的な問題にあつたが、今後は資本家の團結をして、殊に一部の [illegible] に於て、資本家の團結が成立した。日本の勞働爭議の場合は、資本家がその必要に迫られて、勞働者の團結を恐れる所から、資本家はこれを迎へ、特にデモクラシーの進行を [illegible] 言ふが、勞働者の勢力が弱い間はそれでも好い、要するに是れは形式的な勞働者の [illegible] である [illegible] 勞働問題に對する資本家の態度であつて、勞働者は今後も此の團結に對して、努力しなければならぬ [illegible]

一面に於て勞働者と資本家の利益は一致しないのであるから、勞働組合を認めよと言ふ事は資本家側の聲である。[illegible]

資本家側に於ては此の要求を拒否し、一般に勞働者の團結を排斥せんとするのであるが、資本家が團結して勞働者の力を抑へやうとする事は、勞働者にとつて甚だ不利益である。[illegible]

今後は資本家の團結に對して勞働者も亦團結しなければならぬ、勞働者が如何に團結するかは問題であるが、それは勞働者の自覺に俟つの外はない。[illegible]

勞働者の要求は正當なものであつて、資本家が之を拒否するのは非である。若し資本家が誠意を以て勞働者に臨むならば、勞働者も亦誠意を以て之に應ずるであらう、少くとも『上を亂さぬ』と言ふ意味の團結であつてはならぬ。双方の努力を持つた團結たいものである。（消息生）

一方に勞働者も勞働者の位置を認めよと言ふ事は當然の要求である [illegible] 殊に勞働者の團結を以て資本家に對抗しやうとするのは、日本の勞働問題の進歩を示すものである。[illegible]